

学校施設使用料の還付の手続について

学校施設使用料未使用分（※1）は、原則次回申請分への振替をお願いしています。
ただし、振替申請時期が未使用分の翌年度になる場合（※2）や次回の利用予定がない方は、未使用分の使用料を還付いたします。下記の還付手続方法をご確認ください。

※1 「未使用」とは①雨天中止、②学校都合（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止での中止を含む。）でのキャンセル、③使用者が使用日10日前までに使用の取り止めを学校に申し出ている場合のことを指します。

※2 5月から翌年4月までが1年度となります。

（例）1月未使用分を振替申請する場合

4月利用分への振替申請	振替可能
5月利用分への振替申請	振替不可

《還付するために必要な書類》

No.	提出書類	部数	備考
1	品川区立学校施設使用料 返還申請書兼請求書	1枚	記入例（別紙1）をご確認ください。
2	支払金口座振替依頼書	1枚	記入例（別紙2）をご確認ください。
3	納入通知書兼領収書※	1回分 ずつ	金融機関に支払手続をした際に使用した 細長い紙です。
4	品川区立学校施設使用承認書※	1回分 ずつ	承認書の空いている場所にキャンセル申 請日・キャンセル理由をご記入ください。

※ 書類を紛失した場合は、スポーツ推進課（Tel.03-5742-6838）までご相談ください。

《提出場所・問い合わせ先》

スポーツ推進課地域スポーツ推進係 Tel：03-5742-6838 FAX：03-5742-6585

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所第二庁舎6階

※ 郵送での受付も行いますが、書類に不備があった場合、書類を再提出していただく場合があります。また、日中連絡のとれる連絡先（電話）を必ずご記入ください。